

## 随意契約結果及び契約の内容

業 務 の 名 称	令和6年度 下払橋災害復旧緊急調査
業 務 概 要	現地踏査 一式、応急復旧対策検討 一式
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	支出負担行為担当官 九州地方整備局長 森田 康夫 福岡市博多区博多駅東2-10-7
契 約 年 月 日	令和 6年 8月30日
契 約 業 者 名	(株) 橋梁コンサルタント
契 約 業 者 の 住 所	福岡県福岡市博多区博多駅東1-18-33 博多イーストテラス
契 約 金 額	3,289,000円(税込み)
予 定 価 格	3,289,000円(税込み)
随意契約によることとした理由	別紙のとおり
業 務 場 所	大分県国東市国見町千燈(市道 下払橋)
業 種 区 分	土木関係建設コンサルタント業務
履 行 期 間 (自)	令和 6年 8月30日
履 行 期 間 (至)	令和 6年10月30日
備 考	

## 随意契約理由書

1. 業 務 件 名 令和6年度 下払橋災害復旧緊急調査
2. 業務場所（履行場所） 大分県国東市国見町千燈（市道 下払橋）
3. 契約の相手方 住 所：福岡県福岡市博多区博多駅東 1-18-33  
名 称：株式会社 橋梁コンサルタント 西日本支社  
電 話：092-461-2011
4. 契約適用法令 会計法第29条の3第4項及び  
予算決算及び会計令第102条の4第3号
5. 当該業務の目的・内容及び契約に付する理由

- 1) 当該業務の目的

市道下払橋流失箇所において、応急復旧方法の検討を行い、今後の設計に向けた基礎資料を作成することを目的とする。

- 2) 当該業務の内容

本業務は、台風10号に伴う大雨により被災した市道下払橋において、応急復旧方法の検討を行うものである。

- 3) 契約に付する理由

株式会社 橋梁コンサルタント 西日本支社は、一般社団法人建設コンサルタント協会九州支部の会員であり、「災害時における九州地方整備局管内の災害応急対策業務の支援に関する協定書」に基づき対応可能な会員として推薦された者の中から、被災した橋梁の調査において、今後の応急復旧の検討・設計に向けた基礎資料を作成するにあたり、高度な技術を有していると判断し、特定した者である。

以上のことから、株式会社 橋梁コンサルタント 西日本支社が本業務を遂行するうえで唯一の契約相手と判断されるため、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号により契約を行うものである。

(契約理由書作成者)  
道路部道路計画第二課長